



長野県告示第371号

平成19年3月30日専決処分した平成18年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成19年7月17日

長野県知事 村井 仁

平成18年度長野県一般会計補正予算(第7号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額		補正額	計
1 県 税	2239 億 8005 万 4 千円		5 億 8987 万 9 千円	2245 億 6993 万 3 千円
3 地方譲与税	413 億 1932 万 6 千円		7685 万 6 千円	413 億 9618 万 2 千円
5 地方交付税	2318 億 7073 万 3 千円		3 億 424 万 2 千円	2321 億 7497 万 5 千円
6 交通安全対策特別交付金	10 億 2032 万 6 千円	△	1179 万 3 千円	10 億 853 万 3 千円
7 分担金及び負担金	59 億 2417 万 6 千円	△	1140 万 8 千円	59 億 1276 万 8 千円
8 使用料及び手数料	188 億 1062 万 7 千円	△	6028 万 7 千円	187 億 5034 万 円
9 国庫支出金	1072 億 4147 万 9 千円	△	1 億 3171 万 3 千円	1071 億 976 万 6 千円
10 財産収入	36 億 6317 万 5 千円		3 億 4583 万 円	40 億 900 万 5 千円
11 寄付金	4263 万 7 千円		847 万 円	5110 万 7 千円
12 繰入金	127 億 2529 万 円	△	34 億 円	93 億 2529 万 円
14 諸収入	744 億 832 万 1 千円		1 億 3972 万 6 千円	745 億 4804 万 7 千円
15 県債	893 億 3273 万 3 千円	△	7 億 800 万 円	886 億 2473 万 3 千円
歳入合計	8600 億 7043 万 7 千円	△	28 億 5819 万 8 千円	8572 億 1223 万 9 千円

(2) 歳出

款	補正前の額		補正額	計
2 総務費	367 億 4132 万 9 千円	△	6 億 8182 万 1 千円	360 億 5950 万 8 千円
3 民生費	822 億 1923 万 円		1 億 9271 万 5 千円	824 億 1194 万 5 千円
7 農林水産業費	457 億 4680 万 9 千円	△	5386 万 4 千円	456 億 9294 万 5 千円
8 商工費	657 億 6781 万 5 千円	△	2 億 4816 万 2 千円	655 億 1965 万 3 千円
9 土木費	1248 億 9547 万 8 千円	△	11 億 1676 万 2 千円	1237 億 7871 万 6 千円
10 警察費	436 億 6464 万 円	△	1 億 6282 万 8 千円	435 億 181 万 2 千円
11 教育費	2038 億 7195 万 1 千円	△	89 万 円	2038 億 7106 万 1 千円
12 災害復旧費	180 億 4903 万 7 千円	△	6756 万 6 千円	179 億 8147 万 1 千円
13 公債費	1511 億 8581 万 円	△	6 億 7396 万 8 千円	1505 億 1184 万 2 千円
14 諸支出金	605 億 3824 万 3 千円	△	4505 万 2 千円	604 億 9319 万 1 千円
歳出合計	8600 億 7043 万 7 千円	△	28 億 5819 万 8 千円	8572 億 1223 万 9 千円

2 地方債補正

農業農村整備事業費ほか10件 限度額 △ 7 億 800 万 円

平成18年度長野県公債費特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額		補正額	計
1 財産収入	6746 万 2 千円	△	295 万 2 千円	6451 万 円
2 繰入金	1592 億 6999 万 6 千円	△	1 億 2373 万 7 千円	1591 億 4625 万 9 千円
歳入合計	2366 億 3745 万 8 千円	△	1 億 2668 万 9 千円	2365 億 1076 万 9 千円

(2) 歳出

1 公債費	2366 億 3745 万 8 千円	△	1 億 2668 万 9 千円	2365 億 1076 万 9 千円
歳出合計	2366 億 3745 万 8 千円	△	1 億 2668 万 9 千円	2365 億 1076 万 9 千円

財政課

## 長野県告示第372号

平成19年7月9日成立した平成19年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成19年7月17日

長野県知事 村 井 仁

## 平成19年度長野県一般会計補正予算(第1号)

## 1 歳入歳出予算補正

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	953億8293万4千円	6047万8千円	954億4341万2千円
12 繰入金	199億9446万9千円	6億6289万5千円	206億5736万4千円
13 繰越金	1千円	2億7104万円	2億7104万1千円
14 諸収入	786億2344万5千円	480万6千円	786億2825万1千円
歳入合計	8462億227万1千円	9億9921万9千円	8472億149万円

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	374億8069万3千円	1110万6千円	374億9179万9千円
3 民生費	857億7396万7千円	6億6289万5千円	864億3686万2千円
4 衛生費	160億6740万6千円	6603万2千円	161億3343万8千円
6 生活環境費	72億3037万円	800万円	72億3837万円
7 農林水産業費	425億4029万4千円	928万円	425億4957万4千円
9 土木費	1173億1270万8千円	1億7650万4千円	1174億8921万2千円
11 教育費	2037億2993万円	6540万2千円	2037億9533万2千円
歳出合計	8462億227万1千円	9億9921万9千円	8472億149万円

## 2 債務負担行為補正

河川改修事業 限度額 4900万円

## 平成19年度長野県企業特別会計補正予算

会計名	既決予定額	補正予定額	計
病院事業会計(第1号)	239億1209万5千円	7590万円	239億8799万5千円
合計	379億5028万2千円	7590万円	380億2618万2千円

財政課

議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県議会議長 服部 宏 昭

## 長野県議会告示第1号

議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年長野県条例第3号。以下「条例」という。)の規定に基づき、議会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 申請等を行う者又は議長が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(手続等の告示)

第3条 議長は、条例及びこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる条例等の名称及び条項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他議長が必要と認める事項を、議長の定めるところにより、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力して、申

請等を行わなければならない。

(1) 議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

(2) 議会の使用に係る電子計算機と通信する機能

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(議会の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、議長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)

(3) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成した電子証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が定める電子証明書

3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項の規定により申請等を行う者が行う電子署名その他の措置とする。

4 第1項の規定により申請等を行う者は、議長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5 議長は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、議長の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができるものとする。

6 書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が、第1項の申請等を行うときは、議長の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7 数通の同一の書面等の提出を要する申請等について、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 議長は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、議長の定めるところにより、議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 議長は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項の規定により議長が行う電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 議長は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うとき

は、当該事項をインターネットを利用する方法、議会事務局に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 議長は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

総務課

長野県議会告示第2号

議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成19年長野県議会告示第1号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続き等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

平成19年7月17日

長野県議会議長 服部 宏昭

名 称	条 項
長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)	第6条第1項

総務課